

災害時における段ボール製

簡易ベッド等の支援協力に関する協定

亀 岡 市

セツ Karton 株式会社

災害時における段ボール製簡易ベッド等の支援協力に関する協定

亀岡市（以下「甲」という。）と、セツカートン株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、亀岡市において地震、風水害、その他による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における、乙の甲に対する救援物資の供給等の支援協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、亀岡市地域防災計画に基づく災害対策本部を設置し、又は同計画に基づく配備体制をとった場合で、必要があると認めるときに、乙に対して必要な支援協力を要請することができる。

（救援物資の種類）

第3条 救援物資の種類は次のとおりとし、乙は甲に対し、乙の可能な範囲で供給を行うものとする。

- （1）段ボール製品（段ボールシートと段ボールケース）
- （2）段ボール製簡易ベッド
- （3）その他乙の取扱商品

（物資供給の要請手続）

第4条 甲は、物資供給要請書（様式第1号）により、乙に物資の供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに物資供給要請書を提出するものとする。

（物資の引渡）

第5条 乙は、前条の規定による要請に従い甲の指定する場所に、物資を運搬するものとし、甲は、指定する場所に職員を派遣し、供給された物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 乙は、運搬終了後、速やかに物資供給完了書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

3 甲は、乙が第1項の規定による物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用負担及び価格)

第6条 第4条の規定による要請に基づき供給された物資の代金及び運搬等の経費は甲の負担とし、災害の発生した直前における販売価格を基準として、甲と乙が協議の上決定するものとする。

2 費用の支払い方法及び支払い時期は、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(協定の解除)

第7条 甲又は乙からこの協定の解除を申し出たときは、両者が協議の上解除することができる。

(雑則)

第8条 この協定に関して必要な事項は、甲と乙が協議の上別に定めることとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙の両者が記名押印し各自1通を保有する。

平成25年3月27日

甲 亀岡市安町野々神8番地

亀岡市長 栗山正隆

乙 伊丹市東有岡5丁目33番地

セッツカートン株式会社

取締役社長 岩本英昭

(様式第 1 号)

平成 年 月 日

物資供給要請書

セッツカートン株式会社
代表取締役 岩 本 英 昭 様

亀岡市長 栗 山 正 隆

1. 必要とする救援物資と数量、及び運搬先

救援物資の種別	数量	運搬先

亀岡市災害対策本部

部・課

担当者

電話番号

(様式第 2 号)

平成 年 月 日

物資供給完了書

亀岡市長 栗 山 正 隆 様

セツカートン株式会社
代表取締役 岩 本 英 昭

1. 供給した救援物資と数量、及び運搬先

救援物資の種別	数量	運搬先

セツカートン株式会社
担当者
電話番号